

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東神楽町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	62.3%
全職員	47.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	101.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.4%
31～35年	90.2%
26～30年	95.5%
21～25年	90.1%
16～20年	84.4%
11～15年	92.1%
6～10年	93.2%
1～5年	85.2%

【説明欄】

- 医師職については、男性職員のみであることから除外し、公表は行わない。
- 役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、該当職員がいないため記載していない。
- 役職段階別の本庁課長相当職は、男性職員のみのため記載していない。
- 会計年度任用職員の通年任用されていない職員は、給与水準に影響を及ぼすことから除外し、公表は行わない。
- 扶養手当の支給対象となる世帯主が男性職員が多いため、扶養手当、寒冷地手当、扶養手当の差異が基礎額に算入される期末手当及び勤勉手当が給与全体の差異に影響を与えている。
- 会計年度任用職員の報酬額は、各職種により報酬単価が異なるため男女の差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。